

# しらかわスタイル地域体験創出事業 公募型プロポーザル審査募集要領

## 1 事業の目的

現在、地域活性化の起爆剤としてワーケーションが注目されており、各地で普及が進んでいるが、しらかわ地域においては普及率が低く、ワーケーションによる地域活性化に繋がられていないという課題を抱えている。

そこで、そうした課題を抱えている地域づくり団体を支援するため、ワーケーションを活用した地域活性化について専門家等による助言を行うとともに、しらかわ地域の特性を活かしたワーケーションのモデル事業を実施することで、ワーケーションによる地域活性化と関係人口の創出を図る。

## 2 業務委託概要

### (1) 業務委託期間

契約の日から令和4年3月25日（金）まで

### (2) 委託費の上限

5,735千円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 3 委託内容

### (1) セミナーの開催

- ・ワーケーションによる地域活性化に取り組みたいと考える地域づくり団体に対し、地域資源を活用した効果的な手法について専門家等によるセミナーを行う。

### (2) モデル事業の実施

- ・しらかわ地域の資源を活かしたワーケーションを実施したいと考える地域づくり団体と連携しながら、テーマを一つ設定し、モデル事業を実施する。
- ・地域の商工業者や観光資源を活用するなど地域活性化のための工夫を盛り込んだモデル事業とする。
- ・ワーケーションのモデル事業について、ターゲットに合った効果的な情報発信を行う。

### (3) 上記(1)～(2)の経過がわかる実績報告書の作成

※しらかわ地域とは、白河市、西白河郡（西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町）及び東白川郡（棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）とする。

## 4 企画提案書の審査及び委託候補者の選定

### (1) 選定方式：公募型企画プロポーザル方式

#### ① 書面審査

- ・期限までに提出のあった企画提案書について書面審査を行い、2次審査におけるプレゼンテーション対象者（上位3社程度）を選定する。

#### ② プレゼンテーション審査（2次審査）

- ・1次審査で選定された対象者から、提出書類等によるプレゼンテーションを受けて、本業務に最も優れた提案者を選定する。

## (2) 企画提案書に盛り込む内容（提案課題等）

### ア セミナーの開催

- ・セミナーの企画内容と現段階で想定する講師について、具体的に提案すること。
- ・地域づくり団体は、白河青年会議所を想定する。なお、事業内容等の詳細について調整中であるため、地域づくり団体へ直接連絡を行わないこと。

### イ モデル事業の実施

- ・しらかわ地域の特性を活かしたワーケーションの内容と、それに合致したターゲットについて提案すること。なお、モデル事業の提案は、ゴルフ場でのワーケーション以外とする。
- ・地域の商工業者や観光資源を活用するなど地域活性化のための工夫について具体的に提案すること。
- ・モデル事業について、専門家等による助言を踏まえて実施すること。
- ・モデル事業参加者に対する交通費や宿泊費など、特定の個人に対する給付は委託料に含めないこと。
- ・情報発信を行う媒体及び想定される効果（発行部数・閲覧数等）について、具体的に提案すること。
- ・地域づくり団体は、白河商工会議所青年部を想定する。なお、事業内容等の詳細について調整中であるため、地域づくり団体へ直接連絡を行わないこと。

### ウ 業務実施体制

- ・責任者、人員配置計画、役割分担、連絡体制等、過去の実績（県事業や類似事業など）等。

### エ 業務実施スケジュール

- ・想定される年度スケジュールを表で示すこと。

### オ 費用見積書

- ・委託内容の費目ごとの内訳が分かるように記載し、費用の総額について見積もること

## 5 提出書類と部数

- (1) 参加表明書 1部 第1号様式
- (2) 企画提案書 10部 任意様式（A4判）
- (3) 付属書類
  - ・会社概要 1部 第2号様式
  - ・暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 1部 第4号様式
  - ・費用見積書 1部 様式自由（A4判1枚）

※ 事業の費目ごとの内訳（制作費、掲載料等）が分かるように記載し、費用の総額について見積もること。

## 6 提出方法

- (1) 参加表明書（第1号様式）については、持参または郵便、ファクスで送

和3年8月18日（水）午後5時までに、県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課に提出してください。（ファクスの場合は、着信確認を行うこと。）期限までに提出がなかった場合は、理由にかかわらず不参加とみなします。

(2) 他の提出書類については、令和3年8月23日（月）午後5時までに、県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課へ郵送（書留郵便に限る）または持参してください。

(3) 提出先

福島県県南地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課（担当：大澤）  
〒961-0971 福島県白河市昭和町269番地  
電話 0248(23)1546 ファクス 0248(23)1509

## 7 スケジュール

(1) プロポーザル参加事業者公募

令和3年 7月20日（火）

(2) 質問書の受付期限

令和3年 7月30日（金） 午後5時

(3) 質問に対する回答期限

令和3年 8月 3日（火） 午後5時

(4) 参加表明書の提出期限

令和3年 8月18日（水） 午後5時

(5) 企画提案書等の提出期限

令和3年 8月23日（月） 午後5時

(6) 書面審査（一次）結果の通知

令和3年 8月25日（水） 午後5時

※ 審査結果は、提出者全員に通知します。

(7) プレゼンテーション実施日

令和3年 8月26日（木）

(8) 審査の結果発表及び通知

令和3年 8月26日（木）以降

※ 審査結果は、参加者全員に通知します。

(9) 契約（1社）

令和3年 8月下旬～

## 8 留意事項

(1) すべての提出書類について、電子媒体による提出は受け付けません。

(2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画プロポーザルに参加できません。

(3) 企画提案書等の提出書類の作成及び提出に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

(4) 企画提案書の差し替え及び再提出は原則認めません。

(5) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

(6) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとしますが、審査作業に必要な範囲において複製を作成します。

(7) 提出された企画提案書は返却しません。

## 9 企画プロポーザルに関する質問書の受付

### (1) 質問書の提出方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、説明会は実施しません。 本企画プロポーザルに関する質問は、質問書（第3号様式）により、持参または郵便、ファクスで、令和3年7月30日（金）午後5時（必着）までに、事務局へ提出してください。電話による質問には応じません。

### (2) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和3年8月3日（火）午後5時までに県南地方振興局ホームページに掲載します。

## 10 プレゼンテーションの実施

(1) 日時 令和3年8月26日（木） 予定

※ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とします。詳細な時間は、参加者が決定次第、通知します。

### (2) 方法

- ・オンラインにより実施します。
- ・出席者は、1社2名以内とします。
- ・内容は、企画提案書の説明、審査委員からの質疑とします。
- ・説明時間は15分、質疑時間は約10分、計25分程度を予定しています。

## 11 審査及び結果の通知

### (1) 審査基準及び配点

(1) 審査項目	配点	評価基準
企画力	20	・企画内容が事業趣旨と合致しているか。 ・目的が十分に達せられる効果的な事業提案内容となっているか。
セミナーの開催	20	・目的に合致したテーマ設定となっているか。 ・セミナーを担当するにふさわしい講師であるか。

モデル事業の実施	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しらかわ地域の特性を活かした具体的な内容となっているか。</li> <li>・ターゲットが適切に設定されているか。</li> </ul>
地域活性化の工夫	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくり団体と連携し、地域活性化に繋がる工夫がされているか。</li> </ul>
情報発信	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業の参加者を募集するにあたり、効果的な媒体及び内容となっているか。</li> </ul>
作業スケジュール 業務実施体制	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な業務実施体制となっているか。</li> <li>・適切なスケジュールとなっているか。</li> </ul>

## (2) 結果の通知

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、業務委託予定者名を県南地方振興局ホームページにて公表します。

## 12 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本プロポーザルの開始から審査会の開催日までに福島県から競争入札の参加資格制限等を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者でないこと（但し、民事再生手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められている者は除く）。
- (6) 以下に該当する者が役員でないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (7) 本プロポーザル参加者本人又は役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前アからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (9) プロポーザル実施日前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (10) 県税等の滞納がないこと。関係法令の手續等を順守していること。
- (11) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- (12) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

### 13 契約等

- (1) 仕様書の協議等
  - 選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。
  - なお、仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。
- (2) 契約金額の決定
  - 契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。
  - なお、見積金額は委託費の上限価格を超えないものとします。
- (3) 権利
  - 本成果品の著作権は、福島県に帰属します。
- (4) その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

#### 14 失格事項

この要領に定める手続以外の手法により、参加者が審査委員または関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者は失格とします。

地方自治法施行令第167条の4より抜粋  
(一般競争入札の参加者の資格)  
第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

#### 15 事務局

福島県県南地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課

担当：大澤

電話 0248(23)1546 ファクス 0248(23)1509